

令和7年度成年後見制度利用促進事業 業務委託仕様書

1 目的

成年後見を必要とする人が誰でも成年後見制度を利用できるよう、また、成年後見を必要とする本人の状態や生活状況に十分配慮した適切な支援のもとに成年後見制度の利用が促進されるよう、市町村による地域における体制づくりを支援することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 千葉県成年後見制度利用促進のための会議の運営
- (2) 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会の開催
- (3) 成年後見制度利用促進体制整備アドバイザーの設置・派遣
- (4) 成年後見制度の利用を促進するための研修会の開催

3 実施内容

事業内容	実施内容
(1) 千葉県成年後見制度利用促進のための会議の運営	各市町村における成年後見制度利用促進体制の整備を推進するため、各地域での整備状況の把握、情報共有及び課題の整理を行い、今後の方策を検討する会議を運営する。 ① 会議の構成員 会議の構成員は、概ね次のとおりとする。 千葉県関係各課（健康福祉指導課等）、千葉県後見支援センター、各専門職団体（弁護士会等）、市町村及び市町村社会福祉協議会、その他福祉関係機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等）など ② 会議の取組事項 ア 各市町村における成年後見制度利用促進体制の整備状況の把握及び情報共有 イ アで得られた情報の分析及び課題の整理並びに当該課題に対する解決策の検討 ウ 市町村における成年後見制度利用促進計画策定の促進に向けた検討 エ 市町村及び市町村社会福祉協議会に対する情報提供
(2) 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を促進するための研修会の開催	各地域での成年後見制度利用促進に係る体制整備について、市町村及び市町村社会福祉協議会の担当者、権利擁護に携わる専門職等を対象にした研修会を実施する。

事業内容	実施内容
(3) 体制整備アドバイザー及び専門的支援アドバイザーの配置・派遣	① 体制整備の検討を始めた市町村へアドバイザーを派遣し、整備に向けての課題解決や必要な助言などを行うほか、体制整備が遅れている市町村に対しては積極的にアドバイザー派遣の利用を促す。 ② 市町村等からの支援困難事案や後見人等に関する苦情等の相談を受ける窓口を設置するとともに、受け付けた相談に対して権利擁護支援に関する総合的な助言を行う専門的支援アドバイザーの派遣を行う。 なお、①②とも、アドバイザーは後見人の大半を占める弁護士・司法書士・社会福祉士及び、先進自治体の職員等とする。
(4) 成年後見制度の利用を促進するための研修会の開催	① 市町村長申立推進のための研修会の開催 市町村、地域包括支援センター及び市町村社会福祉協議会等の職員を対象として、市町村長申立てへの理解を深めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための研修会を開催する。 ② 法人後見推進のための研修会の開催 市町村社会福祉協議会等の職員を対象として、法人後見への理解を深めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための研修会を開催する。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務の進め方

受任者は、本業務を遂行するに際して、千葉県と十分に協議すること。また、進捗状況について適宜連絡すること。

6 特記事項

- (1) 事業の実施にあたり作成した印刷物、書類等に対する一切の権利は千葉県に帰属し、千葉県の承認を受けずに使用、公表することはできない。
- (2) 受任者は、本業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならず、個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 受任者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (4) 本業務の遂行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、その都度千葉県と協議の上、その指示に従うこと。